

～保険部ニュース 2019年2月号～

平成30年度の障害者総合支援法の改正についてご紹介致します。

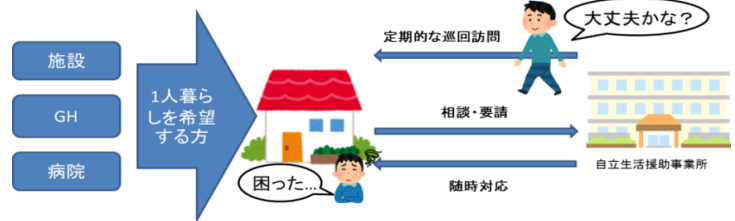
◆地域生活支援拠点の整備◆

障害者が重度化しても高齢化しても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域の体制づくりを行うと共に、相談支援の強化、緊急時の受け入れ及び、体験の機会や場を強化した「地域生活拠点」を各市町村の実情を踏まえて整備する。



◆自立生活援助サービスの創設◆

精神科病院やグループホームなどの利用者で、一人暮らしを希望する方の自宅へ定期的に訪問し、必要な助言や医療機関の調整などを行う。相談や要請があった際には、訪問や電話、メール等で随時対応を行う。



◆就労定着支援サービスの創設◆

就労移行支援等の利用を経て一般就労した方の課題を把握し、企業や医療機関との連絡調整や課題解決を行う。

◆精神障害者の地域移行の促進◆

長期入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入に係る加算を創設。地域移行支援における、実績や専門職の配置、病院等との連携を評価した基本報酬を創設。医療観察法対象者等の受入の促進を図るため、社会生活支援特別加算を創設。

◆重度訪問介護の訪問先の拡大◆

障害福祉サービス事業所等が利用者によって異なる特殊な介護方法や環境設定、生活習慣等を医療従事者に伝達。

◆居宅訪問による児童発達支援のサービス創設◆

重症心身障がい児等重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出をすることが困難な方の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行う。

◆障がい児通所支援事業所の総量規制◆

児童発達支援及び放課後デイサービスについて総量規制を行う。

◆高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な利用◆

障害福祉サービス利用者が65歳に達しても、介護保険サービス利用費の1割負担を軽減し、ゼロ（償還）する。

◆共生型サービスの実施◆

介護保険サービスの指定を受けた事業所が、障害福祉（共存型）の指定を受けられるように基準の特例を設ける。



◆障害福祉サービス等の情報公開制度◆

障害福祉サービスを提供している事業者が、情報を都道府県等に報告し、都道府県等が公表する。